

# 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について

## 地域防災室

### 1 はじめに

令和6年能登半島地震等においては、消防団は、自らも被災しながら、発災直後から避難の呼びかけや、消防隊と連携した消火・救助、行方不明者の捜索などの活動に懸命に取り組んでいただきました。こうした大規模災害になればなるほど、地域に密着した消防団及び自主防災組織等の力が重要になる中、依然として減少が続く消防団員の確保や消防団の災害対応能力の強化、自主防災組織等の活性化等により、地域防災力の充実強化により一層取り組んでいくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、消防庁では、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」（令和7年1月31日付け消防庁長官通知）を各都道府県知事及び各指定都市市長宛に発出しました。同通知では、各都道府県及び市町村において、地域防災力の充実強化に向けて重点的かつ強力に取り組んでいただきたい事項をお示ししており、本項においてはその概要をご紹介します。

### 2 令和6年度能登半島地震等を踏まえた地域防災力の強化

能登半島地震においては、消防団拠点施設の倒壊等により消防団車両の出動や資機材等の搬出が行えなかった事例や、道路損壊等により通常の消防車両の通行が困難となり災害現場への迅速な進出が行えなかった事例等が確認されました。

こうした事例を踏まえ、大規模災害等に備え、「令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」（令和6年7月12日付け消防庁次長通知）のとおり、消防団拠点施設の耐震強化をはじめ、小型・軽量化された車両や資機材の整備の推進や、ドローン等のデジタル技術の活用促進など、消防団の更なる体制強化を図ることが必要です。

#### (1) 消防団拠点施設の耐震強化

消防団拠点施設の耐震診断に要する経費について特別交付税措置が講じられており、また耐震工事については緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

#### (2) 小型・軽量化された車両・資機材の整備推進

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、令和6年度補正予算（以下「補正予算」という。）では、救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付事業について、機動性の高い小型車両の整備を支援する観点から、貸付対象車両にオフロードバイクを新たに追加したこと。

また、消防団設備整備費補助金についても、比較的軽量で容易に使用可能な電気駆動油圧切断機、チェーンソー及びエンジンカッターをはじめ、空調服や冷却服など身体を冷却する機能を有する「高視認性冷却衣」を新たに補助対象に追加したこと。

#### (3) 車両・資機材の適切な維持管理・更新

車両や可搬消防ポンプ等の資機材について、消防団員の安全を確保し、迅速かつ効果的な活動を行うには日頃からの適切な維持管理が重要であるため、即時使用できる状態であることを確認する定期的な点検整備を行うとともに、動作確認も行うよう日頃から徹底していただきたいこと。

また、定期的な点検により車両・資機材の耐用年数や性能等の状態を把握し、計画的な更新も行っていたいただきたいこと。

#### (4) ドローンの活用促進

迅速な情報収集に有効なドローンの活用促進に向け、補正予算において、ドローンと一体的に整備する「タブレット端末」を補助対象に追加するとともに、消防団災害対応高度化推進事業を拡充し、全ての都道府県で消防団員に対するドローンの操縦講習を実施できるようにしたこと。

また、災害時にはドローンの高度な操縦技能が必要な場合があるため、高度な技能が保証された資格の取得を推進する観点から、消防団員が一等及び二等無人航空機操縦者技能証明を取得する場合に必要な経費について、令和7年度から新たに特別交付税措置を講ずることとされていること。

消防団におけるドローンの活用は、若年層の消防団に対する関心を醸成し、入団促進につながることから、団員確保の観点からも、取組を進めていただきたいこと。

#### (5) 消防庁映像共有システムの積極的な活用

消防庁と地方公共団体とで災害現場の映像情報を迅速に共有できる「消防庁映像共有システム」について、災害現場にいち早く駆けつける消防団員においても積極的に活用していただきたいこと。また、同システムの活用に当たっては、災害時においても適切に操作できるように定期的な研修等を実施するとともに、普段からの訓練等にも取り入れるなどの取組についても積極的に実施していただきたいこと。

### 3 地域防災力の充実強化に向けた更なる取組

#### (1) 団員の確保に向けた取組

依然として消防団員数は減少が続いている中、消防団員の更なる確保に向けた取組の参考にしていただくため、各地域の優良事例を多数取り上げ、消防団の魅力発信をはじめ、新規団員の確保策や現役団員の負担軽減など、消防団の充実強化につながる手法を紹介したマニュアルを作成したところであり、同取組を実施するに当たって直面する課題等の解決に向けた糸口となるよう、同マニュアルを積極的に活用いただきたいこと。

#### (2) 負担軽減等の働き方改革の推進

消防団アプリケーションなどのデジタル技術の活用による事務効率化や操法大会や訓練等の見直し等による消防団員の負担軽減のほか、フラットに意見を出し合える雰囲気を醸成することや消防団員への研修等を通じた団員間の意識改革など、風通しの良い組織づくりを進めることが重要である。

特に、団員間の意識改革を進めるには、ハラスメント等に関する対策を講ずることが、消防団運営や消防団のイメージアップを図る上で極めて重要であるため、消防団員間の積極的なコミュニケーションの促進や、ハラスメントに関する相談窓口の設置等、ハラスメントに係る通報や相談をしやすい環境づくりに取り組むとともに、ハラスメント対策に係る研修会等を実施するなど、ハラスメントを事前に防止するための対策を講ずるほか、ハラスメントやコンプライアンス違反に係る事案が発生した場合には迅速かつ適切に対処いただきたいこと。

#### (3) 報酬等の処遇改善

消防団員の報酬等については、令和3年4月に「非常勤消防団員の報酬等の基準」を策定し、「団員」階級について標準額を定め、処遇改善を推進してきた結果、令和6年4月1日現在、「団員」階級の年額報酬において基準を満たす市町村が約9割となるなど、着実に改善が図られている。いまだ処遇改善に対応していない市町村については、早急に条例改正等の必要な対応を行っていただきたいこと。なお、令和6年度からは、「班長」階

級以上の年額報酬についても、普通交付税措置額を超える経費について特別交付税措置が講じられていること。

また、報酬等の団員個人への支給について、基準の趣旨を逸脱する不適切な取扱いを把握した場合は、早急に是正するとともに、消防団運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）については、団員個人に直接支給すべき経費と区別した上で、適切な予算措置を徹底していただきたいこと。

#### (4) シニア層の活躍促進

地域防災力を維持するためには、新たな消防団員の確保だけでなく、既に在籍している消防団員にやりがいを持って活動していただくことが重要であり、特に高齢化が進む地方においては、シニア層の活躍も重要である。このため、長年勤務された消防団員の労苦に報いる「退職報償金」の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加することとしたこと。また、令和7年4月1日付けの改正政令の施行に向けて、地方公共団体におかれは条例の改正を遺漏なく進めていただきたいこと。

#### (5) 女性の活躍促進

消防団員の全体数が減少する一方で、女性消防団員数は令和6年4月1日時点で28,595人と年々増加しており、多岐に亘る消防団活動を踏まえ、女性の入団を更に進める必要がある。

このため、女性が幅広く活躍できる場を用意し、PRを徹底することにより、女性の更なる入団促進に向け積極的に取り組んでいただきたいこと。また、女性団員の幹部登用や休団制度の導入等の消防団運営に関する制度整備や女性団員確保に向けた積極的な広報だけでなく、消防団拠点施設内にパーテーション等を設置するなど、女性の入団促進に資する活動環境整備を進めていただきたいこと。さらに、消防団拠点施設における女性用トイレや更衣室等の設備についても重要であることから、これらの整備も進めていただきたいこと。なお、女性用トイレや更衣室の整備については、引き続き「緊急防災・減災事業債」の活用が可能であること。

#### (6) 企業等との連携強化

消防団員に占める被用者の割合が約7割と高まっていることを踏まえ、団員確保のためには、企業や業界団体（以下「企業等」という。）の消防団に対する理解や協力を得ることが不可欠である。

このため、都道府県及び市町村が密に連携しつつ、企業等のインセンティブとなるよう、消防団協力事業所に認定された企業等に対する入札参加資格等の優遇措置など企業等への支援の充実や、企業等への主体的な働きかけ、企業等の従業員等の入団促進や消防団員として活動しやすい環境づくりなどに取り組んでいただきたいこと。

### (7) 大学等との連携強化

学生消防団員数は増加傾向であるものの、消防団員に占める若年層の割合が減少傾向にあるため、将来の担い手である若年層の入団促進に積極的に取り組むことが重要である。

このため、学生の入団促進に当たっては、「学生消防団活動認証制度」の導入及び更なる活用を進めるとともに、大学等の事務局と連携して入団説明会等を実施すること等により、学生消防団員の確保に向けて取り組んでいただきたいこと。

また、地域における防災力を高めるためには、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していくことも重要であるため、学校等との連携を図りながら、消防団員等が参画した防災教育を積極的に行っていただきたいこと。その際には、保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの活用も積極的に検討いただきたいこと。

### (8) 郵便局との連携

全国に拠点が存在し、地域社会と密接な関係を有するなどの郵便局の強みを活かす観点から、日本郵便株式会社と連携した郵便局員の消防団への入団促進等についても積極的に検討いただきたいこと。また消防庁では、日本郵便株式会社と連携し、市町村の協力を得て、市町村主催の郵便局員向けの消防団に関する説明会を実施しているため、こうした機会を積極的に活用いただきたいこと。

### (9) 自主防災組織等の活性化

今般の能登半島地震では、継続してきた防災訓練が功を奏し、地区の住民全員が避難し津波から逃れられた事例があったことから、有事の際に適切に行動できるよう定期的な防災訓練の実施を働きかけいただきたいこと。また、防災士等多様な主体と連携した取組や女性の視点を反映させた取組など、自主防災組織の取組を把握いただくとともに、「自主防災組織等活性化推進事業」も活用し、当該取組を支援いただきたいこと。

## 4 おわりに

消防庁では、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成26年法律第110号）の趣旨を踏まえ、各都道府県及び市町村と連携し、地域防災力の充実強化に向けた様々な取組を実施しているところです。今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害等に備えた消防・防災体制の強化が不可欠であるため、引き続き、地域防災力の中核を担う消防団及び自主防災組織等の更なる充実強化に取り組んでまいりますので、各団体においても一層の取組をお願いします。

### 女性が活動しやすい環境づくりに向けた事例①

■新たな消防団拠点施設（詰所）に女性用トイレを整備（秋田県秋田市）

※「緊急防災・減災事業債」を活用

○経緯  
所属する女性消防団員から要望があったほか、女性の入団促進を図るに当たり、今後の女性消防団員の増員を奨励し、女性が活動しやすい環境づくりの一環として女性用トイレを整備。

○内容  
●新たな消防団拠点施設（詰所）を新設する際に、「緊急防災・減災事業債」を活用して女性用トイレを整備。  
●事業費約4,000万円のうち、約3,600万円が「緊急防災・減災事業債」として財政措置された。

○効果  
女性用トイレを整備したことにより、所属の女性消防団員の活動環境が改善されたほか、消防団全体における女性消防団員が令和5年度（36人）から令和6年度（39人）にかけ3人増加。



【消防の集まる】



【女性用トイレ】

■消防団拠点施設（詰所）への女性用トイレ・更衣室の新たな設置（愛知県名古屋市）

※「緊急防災・減災事業債」を活用

○経緯  
●詰所の市有化を令和元年から進めており、令和3年度に消防団詰所整備方針を策定。  
●消防庁からの通知「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について（通知）」（平成28年3月28日付消防災第122号）を踏まえ、女性消防団員の活動などに配慮した環境整備を行う観点から、改築などの機会に合わせて消防団拠点施設（詰所）における女性用トイレ・更衣室の設置を推進している。

○内容  
●市内に点在する消防団拠点施設（詰所）266か所のうち、178か所において女性消防団員が利用している状況を踏まえ、全ての消防団拠点施設（詰所）に女性用トイレ・更衣室を設置するよう、令和元年度から改築を開始。  
●これまでは17か所で女性用トイレ・更衣室を設置しており、令和5年度において8か所で改築を行い、事業費約4億円のうち、約3,8億円が「緊急防災・減災事業債」として財政措置された。

○効果  
●所属する女性消防団員から、「女性用トイレ・女性用更衣室は使いやすしい」「綺麗な詰所はモチベーションが上がるなどといったコメントをもらうなど、今後の女性の活躍促進に寄与している。  
●名古屋市において、女性消防団員が令和5年度（465人）から令和6年度（482人）にかけ17人増加。



【消防の集まる】



【女性用トイレ】

### 女性が活動しやすい環境づくりに向けた事例②

■女性団員活動の認知度向上を図るイベントを実施（大阪府）

※「消防団の力向上モデル事業」を活用

○経緯  
現役女性消防団員を中心としたワーキンググループを精成し、府内消防団の現状と課題を検証したところ、女性団員の確保に向けては、まず即関係者（女性消防団員、若者消防団員、幹部団員、市町村職員、女性未採用の消防団員）が、女性団員の活動に対する理解・認知を深めてもらうことが重要であるとし、女性消防団員の活動を指すためのイベントを実施。

○内容  
大阪府や大阪府消防協会、現役女性消防団員とともに、人形劇や紙芝居、防火啓発活動や救命講習等の女性消防団員の活動を紹介する9つのブースを設け、女性団員の消防団活動に関する講話を行った。

○効果  
●男女区別な活動することを考えさせかけや、女性未採用の消防団員が必要性を実感するきっかけとなり、他団の取り組み事例を参考に新たに活動を始めた消防団もあった。  
●大阪府内において、女性消防団員が令和5年度（285人）から令和6年度（301人）にかけ16人増加。



【イベントのブース】



【イベントブースの様子】

■託児サービス等の提供（神奈川県横浜市内）

○経緯  
団員から「子どもがいるため消防団活動に参加することが難しい」という意見があり、活動内容により子連れでも消防団活動に参加できるよう、「託児サービス」など子育て世代が活動しやすい環境整備を進めている。

○内容  
●子育て中の団員も含め、全団員が普段の消火訓練や予防啓発活動等に参加できるよう、保育士資格を持つ保育ボランティアに委託して活動できる「託児サービス」を開始。  
●子どもが小学5年以上の場合や、保育ボランティアが依頼できない場合は、団員や職員が子どもの見守りをしており、託児中における方が一の怪我などに備え、横浜消防局が「消防団活動時の一時託児を対象とした傷害保険」に加入している。  
●出席・子育て等が理由で一定期間、消防団活動への参加が難しい団員に対しては、休団制度を案内。

○効果  
これまで消防団活動への参加を諦めていた団員が活動に参加できるようになったことに加え、本施策を組織内で周知することにより、幹部団員への理解も深まり、子育て世代の団員の入団促進にもつながっている。



【託児ボランティアによる活動】



【団員にも見守り】

通知別添 女性が活動しやすい環境づくりに向けた事例

### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災室  
TEL：03-5253-7561